お医者様へ

　本園では感染症にかかった際に、お子様の健康回復と、集団感染予防の目的から、お医者様の診断による登園許可を得てからの登園を保護者の皆様にお願いしています。お忙しい中大変恐縮ではございますが、登園許可書の依頼にご協力頂ければ幸いです。登園再開後の注意点がございましたらご指導下さいますようお願い致します。

登園許可書

エンゼル保育園　園長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　組　　園児名

　上記の者は、病名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　が

（治癒・軽快）し、かつ集団流行予防上支障にならないと認めたので

令和　　　年　　　月　　　日より登園を許可します。

令和　　　年　　　月　　　日

医療機関

医師名　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **病名** | **感染しやすい期間** | **登園のめやす** |
| 麻しん（はしか） | 発症１日前から発疹出現後の４日後まで | 解熱後①３日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状がある期間《発症前２４時間～解熱後３日程度までが最も感染力が強い》 | 発症②した後、５日を経過し、かつ解熱後３日が経過するまで（発症日を０日とする） |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症２日前から発症後５日間 | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで無症状の場合、検査で陽性が確認された次の日から５日間経過するまで |
| 風疹 | 発疹出現の前７日から後７日くらい | 発疹が消失してから |
| 水痘 | 発疹出現１～２日前から痂疲形成まで | すべての発疹が痂疲化してから |
| 結核 |  | 医師により感染の恐れがないと認められるまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症３日前から耳下腺腫脹後４日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え２日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質による治療を終了するまで |
| 帯状疱疹 | 水泡を形成している間 | すべての発疹が痂疲化してから |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O１５７、O26、O111） |  | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し４８時間をあけて連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から１～２週間、便から数週間～数か月排出される | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |  | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後１日間 | 抗菌薬内服後２４～４８時間経過していること、発熱が治まっている③こと、発疹がある場合は消失してから |
| マイコプラズマ感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっている④こと |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水泡、潰瘍が | 解熱し、口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 | 発疹出現前の１週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等） | 症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | 嘔吐⑤・下痢⑥等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に１ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失⑦、全身状態が良いこと |
| 突発性発疹症 |  | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

感染症一覧

**【補足】**

1. 解熱した次の日を第１日と数える。
2. 発症とは、発熱の症状が現れたことを指す。発熱した次の日を第１日と考える。
3. 発熱がないとは、登園前２４時間３８℃を超える発熱がない。登園当日は体温は３７.5℃以下で、活気があり機嫌もよいこと。
4. 咳が治まっているとは、連続した咳がなく、喘鳴（ぜーぜー、ひゅーひゅー）やつらそうな呼吸もないこと。
5. 嘔吐が治まっているとは、登園前２４時間嘔吐がなく、登園当日に食事がとれている、顔色が良いこと

※以上はあくまでもめやすであり、診察した医師の判断が優先されます。